

Title	『南方紀伝』・『桜雲記』の成立時期の再検討
Author(s)	勢田, 道生
Citation	語文. 91 P.24-P.34
Issue Date	2008-12-10
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/69115
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

『南方紀伝』・『桜雲記』の成立時期の再検討

勢田道生

はじめに

近世に成立した南朝関係の史書のうち、『南方紀伝』と『桜雲記』は、比較的早い時期に成ったものであり、両書とも伝本数は極めて多いことから、広く受容されたことが知られる。

両書とともに、後醍醐天皇の治世から長祿二年の南朝皇胤の滅亡（『桜雲記』は長祿三年のこととする）までを対象に、南朝とその後胤の動向を記す。両書に密接な関係があることは、共通する記事や叙述が極めて多いことから、疑いを容れない。

『南方紀伝』と『桜雲記』の成立について、平田俊春氏は、両書と他文献との依拠関係を根拠に、『桜雲記』は正保四（一六四七）年から慶安五（一六五二）年の間の成立であり、『南方紀伝』は寛文十（一六七〇）年以後の成立であるとされた¹⁾（詳しくは後述）。さらに、『桜雲記』龍門文庫本は、川瀬一馬氏により、「江戸極初期写」とされており、以上により、『桜雲記』は『南方紀

伝』に先行すると見るのが、一般的に認められている。

ただし、平田氏の論は、具体的な挙証がほとんどなされていない点に問題があり²⁾、さらに、氏の論に対しては、異論も提示されているのである。すなわち、青木晃氏は、『南方紀伝』の巻二の部分が、同書の記載によると後補されたものであるのに対し、『桜雲記』はこの後補部分とほぼ同じ内容を「自然な記事の流れに組み込ん」でいることから、『桜雲記』について、「かなり下った編著であると考えるべきかもしれない」とされるのである³⁾。

青木氏の説については、『南方紀伝』巻一の後補部分と、『桜雲記』のこれに相当する部分とが、共通の文献を母体とする兄弟関係にある可能性について言及されていない点に問題があり、また、平田氏の説の妥当性についても態度を明確にされていないため、これを無条件で是認することはできない。しかし、平田氏の論に例証が十分に挙げられていない以上、青木氏の説は一定の説得力をもつというべきである。

以上のように、『南方紀伝』と『桜雲記』の成立時期および依拠関係は、現時点では十分に明らかにされていない。よって、本稿では、平田氏の説を手掛かりに、両書の成立時期を再検討し、次いで、両書の関係について述べることにする。

一、『桜雲記』成立説の再検討

まず、『桜雲記』の成立時期について、平田氏の説が妥当であるか、確認する。

平田氏が『桜雲記』の成立を正保四年から慶安五年の間とされたのは、以下の理由による。

第一に、寛文十(一六七〇)年に成った『続本朝通鑑』に『桜雲記』の書名が見えることから、『桜雲記』の成立は寛文十年以前であるとす。

第二に、『桜雲記』が興国六年北朝康永三年条に『関城書』を収めることについて、『関城書』は寛永年間に白河藩主榊原忠次によって発見されたものであり、さらに、林鶯峰の『関城書考証』によって、元来無記名無年月の『関城書』が、康永三年の北畠親房の書状であるとされたのは正保四(一六四七)年であるとして、『桜雲記』の成立は正保四年以後であるとす。

第三に、『桜雲記』は慶安五(一六五二)年に成った林鶯峰撰『日本王代一覽』(以下、『王代一覽』)の「主要な材料とされている」として、『桜雲記』の成立は慶安五年以前であるとす。

右の平田氏の論拠のうち、本稿が問題とするのは、第三の『桜

雲記』と『王代一覽』との関係についてである。

『王代一覽』と『桜雲記』とに密接な関係があることは、明らかである。例えば、『桜雲記』元徳二年条には、左の記事がある。

九月、長崎高資逆威ヲ振フ事甚シ、高時密ニ高資カ一族高頼ニ命シテ、高資ヲ殺ントス、事顕レテ、高頼却而奥州エ流レテ、高資弥驕奢ス、鎌倉ノ政衰テ、人皆叛ク、此ヲ聞テ、主上又鎌倉ヲ謀ル志アリ、⁽⁵⁾

一方、『王代一覽』の同年条には、左のようにある。

九月、長崎高資逆威ヲ振コト甚ニヨリテ、高時密ニ高資ガ一族、高頼ニ命ジテ、高資ヲ殺サントス。事顕ケレバ、高頼カヘツテ奥州エ流サレテ、高資弥驕ル。鎌倉ノ政衰テ、人ミナソムク。此ヲ聞テ、主上又鎌倉ヲハカル志アリ⁽⁵⁾

右のような本文の酷似は、この他にも多く見られるのである。では、『王代一覽』が『桜雲記』に拠るとする平田氏の判断は、正しいのだろうか。

この問題について、本稿が注目するのは、『王代一覽』の著者林鶯峰の自筆稿本である。この本には、補入や訂正の痕跡が多く残されていることから、『王代一覽』本文の成立過程を窺うことができる。そして、これらの改変は、『桜雲記』と依拠関係の認められる部分にも及ぶのである。

例えば、右に版本によって示した『王代一覽』元徳二年の記事は、自筆稿本では左のように記されている。

九月、長崎高資逆威ヲ振コト甚シキヨリテ、高時密ニ高資カ

弟高頼二命シテ、高資ヲ殺サントス、事顕ケレハ、高頼カヘツテ奥州一族ヘ流サレテ、高資弥驕ル、鎌倉ノ政衰テ、人ミナソムク。

右の部分と、さきの『桜雲記』の本文とを比較すると、『桜雲記』の本文が近似するのは、『王代一覽』稿本の、補入・訂正を含めたかたちであることがわかる。

更に一例を挙げる。『桜雲記』元弘二年条である。

八月、赤松円心幡州播州幡州苔繩ノ城ヲ構テ、先帝ノ味方ニ厲ス、正成千劍破城ヲ築テ楯籠ル、九月、高時其一族大仏貞直阿曾時治及二階堂道蘊等、大軍ヲ将ヒテ上洛ス、

一方、『王代一覽』白筆稿本には左のようにある。

八月、赤松円心播州苔繩城ヲ構テ、先帝ノ御方トナル、正成千劍破城ヲ築テ楯籠ル、九月、高時其一族大仏貞直阿曾時治二階堂道蘊等ヲ大將トシテ大軍ヲモヨラシテ上洛セシム、

ここでも、『桜雲記』の本文が近似するのは、『王代一覽』稿本の、補入部分を含めたかたちである。逆に言えば、『王代一覽』稿本は、『桜雲記』の本文と近似する内容を、補訂以前に記されていた部分と補訂部分との、少なくとも二段階に分けて記しているのである。

よって、もし『王代一覽』が『桜雲記』に拠ったのであれば、『王代一覽』の著者林鷲峰は、まず『桜雲記』によって補入・訂正以前の本文を記し、その後、再度『桜雲記』を参照して、加筆・修正を施したということになる。しかし、これは明らかに不自然である。ここから考えて、『桜雲記』が『王代一覽』の「主

要な材料」であったとは考えられない。『桜雲記』が『王代一覽』に拠ったと見るべきである。

さて、このように考えると問題になるのは、『桜雲記』龍門文庫本の存在である。先にも触れた通り、同本は川瀬一馬氏により、「江戸極初期写」とされている。そうであるならば、『桜雲記』の成立は「江戸極初期」以前、すなわち『王代一覽』の成立以前ということになるが、これをどのように理解すべきだろうか。

結論から言えば、これは川瀬氏の年代認定の誤りだと考える。先述の『王代一覽』と『桜雲記』との関係から、そのように考えるのだが、龍門本自体によって述べるならば、以下の通りである。龍門本には左の奥書がある。本文と同筆である。

右桜雲記、今世稀也、借請或人所秘之本、如形書写了、尚可清書而已、重文二ヶ処以朱首書、誤字以墨傍書、寔如本写留了

桑門徹紹

ここに見える書写者の名「徹紹」は、『公卿補任』⁽⁸⁾明和五(一七六八)年条に、同年二月十三日に四十七歳で出家した、正二位前権中納言山科頼言の法名として、見える。

稿者は、龍門本の書写者「徹紹」は、この山科頼言であると考ええる。その理由は、まず、龍門本『桜雲記』は「山科蔵書」の印記をもつ山科家旧蔵本であること、さらに、同本の筆跡は、国立公文書館蔵『山科家日記』によって知られる頼言の筆跡と同一と見られることである。以上により、龍門本『桜雲記』は、山科頼言が出家した明和五年以後、没した明和七年以前に、同人によつ

て書写されたものと見られるのである。

以上により、『桜雲記』は、『王代一覽』の成立した慶安五年以後のものであってよい。そして、『王代一覽』の成立した慶安五年は、『桜雲記』成立の上限となる。一方、下限については、平田氏も指摘される通り、『桜雲記』は『統本朝通鑑』に引用されているので、『統本朝通鑑』の成立した寛文十年以前となる。

二、「南方紀伝」成立説の再検討

次に、『南方紀伝』の成立時期について述べる。

平田氏は『南方紀伝』の成立について、次のように指摘される。この『南方紀伝』の(神皇正統記撰述)記事は『桜雲記』と同様で、それを漢文としただけであり、『桜雲記』に比して文意粗略であるが、興国元年を暦応三年にあてたのは、まさに『本朝通鑑』の新説をうけたものである。『本朝通鑑』の本文中に『桜雲記』の成立にふれて、『南方記』なるものがあったが、今存せず、『桜雲記』はその断簡を拾ったものと伝称を記しているが、この伝称を基として、『桜雲記』のほか、『本朝通鑑』を参照して記事を補ない、『南方紀伝』の名を附したものであろう。この書が『本朝通鑑』の引用書目に見えていないこと、また『桜雲記』に見えない記事で、『通鑑』と一致するものが多いことはこれを裏書する。

以上により、平田氏は『南方紀伝』の成立を、『統本朝通鑑』の成った寛文十年以後とされるのだが、この指摘は妥当だろうか。

まず、『南方紀伝』の興国改元記事が『統本朝通鑑』を「うけたものである」という点について述べる。

『南方紀伝』と『統本朝通鑑』は、南朝の興国改元について、それぞれ左のように記している。

南帝興国元年北朝暦応三年四月廿八日改元

(『南方紀伝』)

庚辰三年南朝興国元年

…夏四月甲申朔。…辛亥。南朝改元延元五年。為興国元年。

(『統本朝通鑑』)

右のように、両書の興国改元記事は、いずれも四月二十八日に改元されたと記すだけで、それ以上の情報はない。ただし、注意されるのは、『統本朝通鑑』がこの年の干支を「庚辰」と正しく記すのに対し、右に挙げた『南方紀伝』島原松平文庫本は、興国元年以外、全ての年に干支を付記しているにもかかわらず、興国元年に限って干支を記さないことである。そして、この点に関してより重要なのは、島原本は、興国元年の前年に当たる延元四年の干支に、延元三年と同じ「戊寅」を付けるという誤りを犯していることである(正しくは己卯)。

この誤りは、『南方紀伝』の諸伝本中、島原本のみに現れるのではない。管見に触れた伝本の内、比較的古いと思われる写本に、延元四年と興国元年の干支を誤るものが多いのである。

そして、この誤りは、『南方紀伝』の成立時に、すでに存していたものと考えられる。もともと正しく記されていた干支が、書

写過程で誤ったかたちに変化するとは考えにくいし、また、この干支が、『南方紀伝』本文の成立後に、本文とは別の人物によって記されたものであったなら、その人物は、一年ごとに順に記してゆけば得られる干支の整合性を無視し、あえて整合性のない干支を付したことになる。これも、まずあり得ないことだろう。

それではなぜ、『南方紀伝』はこの二年に限って、干支を混乱しているのか。それは、『太平記』流布本や『保曆間記』、『李花集』などが後醍醐天皇の崩年を誤る（史実は延元四年己卯）こと、さらに、『太平記』が、後醍醐天皇の崩御の直後に相当する巻二十二相当部分を欠落していることによるとみて間違いないだろう。『南方紀伝』の干支の混乱は、これら諸書の混乱の影響を受けたものと考えられる。

一方、『統本朝通鑑』に干支の混乱が見られないのはいうまでもないが、それだけでなく、同書は後醍醐天皇崩御記事に続き、次のように詳しく注記しているのである。

按倭漢台連^二以後醍醐崩。為延元三年戊寅之事。蓋因^二太平記^一而誤。太平記次第錯乱。誤^二月日^一者不^レ少。今^レ拠^二帝王系圖及結城家記天龍造宮記^一。以為^二今年己卯之事^一。乃是延元四年。而北朝曆^レ應^二二年也^一。如此而前後記事相合。且帝以^二正應元年生至^二延元四年^一。而五十二歲。齡算亦合。合連不^レ弁^二太平記誤^レ四為^レ三之事^一。妄縮^二二年^一。一年之謬。差^レ之千里。不^レ可^レ不^レ正焉。

右のように、『統本朝通鑑』は、後醍醐天皇の崩御は延元四年己

卯のことであり、そのように考えることにより「前後記事相合」ののだとしてるのである。もし『南方紀伝』が『統本朝通鑑』を参照していたならば、延元四年には「己卯」が、翌興國元年には「庚辰」が、それぞれ順当に付されていたはずである。

では、『南方紀伝』が興國改元を延元五年のこととしたのは、いったい何によったのだろうか。

『統本朝通鑑』が南朝の興國改元を延元五年にあてたのは、平田氏も指摘されるとおり、『元弘日記裏書』に拠ったものである。『元弘日記裏書』は興國改元について、左のように記している。

兵利早絶^レ今年興國元 四月廿八日。改興國。

『南方紀伝』の興國改元記事が拠ったのは、この『元弘日記裏書』の記事である。なぜなら、この記事以外について、『元弘日記裏書』と『南方紀伝』とを比べると、『南方紀伝』には、『元弘日記裏書』の記事を、ほとんど叙述を変えず採用している部分が見られるからである。一例を示す。

五月廿二日、和泉国堺浦合戦、官軍敗北、頭家卿討死廿二歳、
五月廿八日、持家^家房等朝臣^家発向八幡山、六月中度々合戦、
城中有殊切、
（『南方紀伝』延元三年）

五月廿二日、和泉国堺浦合戦。官軍敗北。頭家卿死^レ節。同
月廿八日。持定。家房等朝臣^家發向八幡^一取^レ陳。六月中。
度々合戦。城中有殊功。
（『元弘日記裏書』延元三年）

右のように両書の記事が一致することから見て、『南方紀伝』が『元弘日記裏書』を直接参照していることは、まず間違いない。

そうである以上、興国改元記事についても、『南方紀伝』のそれは、『元弘日記裏書』に直接拠つたものと考えられる。

以上のように、興国改元記事に関してみると、『南方紀伝』は『統本朝通鑑』を参照していないと考えられるのである。

では、平田氏の指摘される、『南方紀伝』には『統本朝通鑑』と一致する記事が多い、という点についてはどうだろうか。

『南方紀伝』に『統本朝通鑑』と一致する記事が多いのは事実である。しかし、そもそも『統本朝通鑑』も『南方紀伝』も、歴史的事実について、限られた史料によって記述したものである以上、両書に一致する記事が多いのは当然だろう。平田氏が『南方紀伝』のどの記事について、どのようなレベルで『統本朝通鑑』と一致するとされたのかは、具体例が示されていないため、明らかでないが、一方、両書の相違点を見ると、いうまでもないことながら、『南方紀伝』には、明らかな誤りが多く見られるのである。

例えば、『南方紀伝』建徳元(北朝応安三)年条には、次の記事がある。

秋八月、東福寺背法制、故欲削五山之籍、然因寺僧之請、免之、布施入道昌椿奉行之、

右の記事は、『京都將軍家譜』による。同書は右とほぼ同文の記事を、『南方紀伝』と同じく、応安三年のこととして記している。ところが、この事件が起こったのは、正しくは、応安五年のことなのである(『花宮三代記』)。そして、『統本朝通鑑』は、これを

正しく応安五年のこととしているのである。

ここから、『南方紀伝』の作者は、少なくともこの記事に関しては、『統本朝通鑑』を参照していないといえる。どちらも林家の著作である一方、その精細さには大きな隔たりのある『京都將軍家譜』と『統本朝通鑑』とを比較して、『統本朝通鑑』を非とし、『京都將軍家譜』を是としたとは考えられない。

もとより、以上に述べたことは部分的な問題であり、これだけでは、『南方紀伝』が一字たりとも『統本朝通鑑』を利用していないということにはならない。しかし、少なくとも、『南方紀伝』が『統本朝通鑑』によるとする平田氏の説が疑わしいということは、認められるだろう。『南方紀伝』の成立が『統本朝通鑑』の成立した寛文十年以前である可能性は、十分に、ある。

三、『南方紀伝』と『桜雲記』の先後

以上により、『桜雲記』の成立は慶安五年から寛文十年の間ということになり、また、『南方紀伝』の成立も、寛文十年以後とは限らないということになった。そうである以上、両書の先後関係も、『桜雲記』が『南方紀伝』に先行すると決めてかかるわけにはいかない。よって、以下には両書の先後関係について述べる。まず問題にするのは、『元弘日記裏書』の利用についてである。

先にも述べた通り、『南方紀伝』と『桜雲記』との相違に、『桜雲記』が興国改元を延元四年のこととするのに対し、『南方紀伝』が正しく延元五年とすることがあった。そして、『南方紀

『伝』の興国改元記事が、『元弘日記裏書』に拠ったものであるということも、さきに述べた。

では、興国改元を延元四年のこととする『桜雲記』には、『元弘日記裏書』を原拠とする記事が見られないのかというところ、そうではない。例えば『桜雲記』延元三年条には次のようにある。

五月、泉州堺浦合戦、顕家戦破テ於安倍野ニ討死^キ、顕信・新田義興籠^ル八幡山、同廿八日、持家・家房八幡ニ発向、六月、師直八幡ヲ攻破ル、

右の記事は、『王代一覽』の左の記事を基礎にしたものである。

五月。顕家戦破レテ。泉州安部野ニテ討死ス。年二十一。顕家ガ弟顕信。并新田義興八幡ニ籠ル。

六月。師直八幡ヲ攻破ル

『両書の記事を比較すると、『桜雲記』の記事は、『王代一覽』を基礎として、傍線部の内容を加えたものであることがわかる。そして、この傍線部の内容は、『元弘日記裏書』に拠るものなのである。『元弘日記裏書』の該当記事は、『南方紀伝』の該当記事とともに、前節(二十八頁下段)に示したものである。参照されたい。なお、『桜雲記』の傍線部の内容は、『元弘日記裏書』に限らず、『南方紀伝』にも記されていることに、注意しておく。

この他にも、『桜雲記』には『元弘日記裏書』の影響を認めることができる。更に一例を示す。『桜雲記』延元三年条である。

十月、北畠参議源顕家、陸奥ノ国司ニ任シ下向ス、義良親王^ヲ為^シ陸奥大守^ト是ヲ携エ、上野入道々忠輔佐ス、陸奥・出羽兩

国悉ク静謐ス、

次に、これに関連する記事を、『王代一覽』、『元弘日記裏書』、『南方紀伝』の順に示す。

十月。北畠参議源顕家。陸奥ノ国司ニ任シ下向ス。出羽陸奥兩國皆從^テ (『王代一覽』)

十月。皇子義良并顕家卿下^ニ向奥州。上野入道道忠奉^テ輔佐^ス之間。国中早速静謐訖。 (『元弘日記裏書』)

冬十月十日、顕家叙正三位、義良親王童体任陸奥大守、下向奥州、上野介入道々忠奉輔佐、陸奥凶徒悉静謐訖、 (『南方紀伝』)

ここでも先と同様、『桜雲記』の記事は、『王代一覽』を基礎として、傍線部の情報を加えたものである。そして、傍線部のうち、上野入道道忠が輔佐したというのは、『元弘日記裏書』を原拠とする情報なのである。なお、『桜雲記』の傍線部の情報は、『義良親王為^シ陸奥大守^ト』という部分も含め、『南方紀伝』に含まれることにも注意しておく。

以上のように、『桜雲記』には『元弘日記裏書』を原拠とする部分がある。よって、延元四年改元説を採る『桜雲記』が延元五年改元説を採る『南方紀伝』に先行するとは言えないのである。

そして、先に注意を払ったように、『桜雲記』のうち『元弘日記裏書』を原拠とする部分は、『南方紀伝』に含まれるのに対し、『南方紀伝』と『元弘日記裏書』との関係が直接的であるこ

とは、前節で述べたように、まず間違いない。ここから考えて、『桜雲記』と『南方紀伝』とに直接の関係があるとするならば、『桜雲記』が『南方紀伝』に依拠しているのが妥当だろう。『南方紀伝』が『桜雲記』に対して先行性を示すのは、『元弘日記裏書』に関する部分だけではない。両書の所収和歌から見ても、『南方紀伝』は『桜雲記』に先行するものと考えられるのである。次に、この点について述べる。

『桜雲記』と『南方紀伝』の所収和歌については、安井久善氏によって検討が加えられている。氏は、『桜雲記』の所収和歌は一四〇首、これに対し『南方紀伝』のそれは六十余首と大幅に少ないこと、『南方紀伝』の六十余首のうち四十六首は『桜雲記』にも見え、残りの『南方紀伝』のみに見える十余首が、「只一首宗良親王の詠を除けば、他は全て北朝君臣の作である」ことを指摘し、『桜雲記』が概して南朝関係の記事内容に重点をおいて、それに集中する方針をとっているのに対し、『南方紀伝』の方はその方針をやや緩和する方向をとっている」と説明されている。この安井氏の指摘には疑問がある。そもそも『桜雲記』も『南方紀伝』も、南朝を主題としたものであることに疑いはない。『南方紀伝』はそれを「緩和」したのだろうか。安井氏が右のように説明されたのは、『桜雲記』が『南方紀伝』に先行するとする平田氏の説に専ら拠られたからだろう。しかし、平田氏の説が確実であるとは言えないことは、先に述べた通りである。

稿者は、安井氏の指摘とは逆に、『桜雲記』が、『南方紀伝』の

北朝君臣の歌を不要として削り、更に南朝関係の詠を増補したものと見るべきだと考える。この点について、以下、両書の所収する和歌の扱いの面から、述べる。

『南方紀伝』正平二十四年条には、後村上天皇崩御記事を受けて、次の記事が配されている。

信州將軍宮室吉野、奉吊故院、亦下向信州大河原、奉獻和歌今上云、

数タラヌ歎ニナキテ吾ハタ、帰り侘タル雁ノ一行、

一方、『桜雲記』は右の詠を、文中三年条に、別の一首と関連づけて収める。左に示す本文がそれである。

今年冬、宗良親王信州大河原ヨリ南朝へ来ル、去ル延元ノ比東ニ下テ、遙ニ年月ヲ経テ、今爰ニ至テ、其見シ人モ失果テ、最愁ヲ催シ、独懐旧ト云事ヲ詠ス、

同クハトモニ見シ代ノ人モカナ恋シサヲタニカタリアハセン

先帝在世ノ時、信州ヨリ来ルヘシト数度勅有トイヘトモ、戰場ニ間ナク、遂ニ果サス、今吉野ニ来テ愁傷モ一方ナラス、又信州へ赴ク志有ル時、雁ノ鳴ヲ聞テ、

数ナラヌ歎キニナキテ我ハタ、カヘリワヒタル雁ノ一行これに対し、右の二首の典拠である『新葉和歌集』には、左のようにある。

信濃国に侍りし比、後村上院罷りのぼるべきよしたびた
び仰せられしを、とにかくにとどこほる事ありて、かく

れさせ給て芳野の行宮にまゐりて又やがてかの国へと思
ひたち侍りしに、帰るかりのなくをききて

中務卿宗良親王

かずたらぬ歎になきてわれはただかへりわびたるかりの一行

(卷十九・哀傷・一三三〇)

延元の比、あづまへくだり侍りし後、おほくの年月をへ

て文中三年の冬芳野の行宮にまゐり侍りしかども、みし

世の人もなく、よろづむかし思ひ出でらるる事のみおほ

く侍りしに、独懐旧といふことを 中務卿宗良親王

おなじくはともみし世の人もがな恋しさをだにかたりあは

せん

(卷十八・雑下・一三〇六)

『新葉集』から知られるのは、宗良親王が「芳野の行宮にま

ゐ」ったのは「文中三年の冬」であり、それは「延元の比」以来

「おほくの年月をへて」のことであった、ということである。

よって、「かずたらぬ」詠の詞書に記される、「かくれさせ給て芳

野の行宮にまゐ」ったのも、文中三年ということになる。

そして、『桜雲記』が「おなじくは」詠と「かずたらぬ」詠を

文中三年条に収めているのは、『新葉集』の内容を正しく理解し

たものと認められるのに対し、「かずたらぬ」詠を正平二十四年

条に収める『南方紀伝』は、誤っている。なお、『南方紀伝』に

「おなじくは」詠は収められていない。²⁰⁾

さて、もし『南方紀伝』が『桜雲記』によったのであれば、

『南方紀伝』は、『桜雲記』の「数ナラヌ」詠の直前に記される、

「同クハ」詠についての「去ル延元ノ比東ニ下テ、遙ニ年月ヲ経

テ、今爰ニ至テ」という記載を無視し、さらに、典拠である『新

葉和歌集』の詞書の「延元の比、あづまへくだり侍りし後、おほ

くの年月をへて文中三年の冬芳野の行宮にまゐり侍りしか」とい

う記載をも無視して、「数タラヌ」詠を正平二十四年条に収めた

ということになるが、これは、まずあり得ないことだろう。

このように見ると、『桜雲記』と『南方紀伝』の間に直接的依

拠関係があるとするなら、『桜雲記』が『南方紀伝』によると考

えられるのである。すくなくとも、『南方紀伝』が『桜雲記』に

よるということは、あり得ないだろう。

おわりに

以上、『南方紀伝』と『桜雲記』の成立時期と依拠関係につい

て、述べた。『南方紀伝』の成立時期については、平田氏の説を

否定するにとどまったが、『南方紀伝』と『桜雲記』との依拠関

係があるとするならば、『桜雲記』が『南方紀伝』によったと見

られることから、『南方紀伝』の成立が、『桜雲記』の成立の下限

である寛文十年以前である可能性は、十分にあり得ると考える。

ただし、両書の記事には多くの出入りがあることも事実であり、

両書の関係が直接的なものではないという可能性も、現段階では

否定することはできない。この問題については、両書それぞれの

編纂方針の相違から説明できる部分が大いと思うが、これにつ

いて述べる用意はない。今後の検討課題としたい。

注

- (1) 「神皇正統記著作の対象と目的」学説の展開とその批判―
〔神皇正統記の基礎的研究〕雄山閣出版、昭和五十四年。なお、
以下に引く平田氏の説は、すべてこれによる。
- (2) 『龍門文庫善本叢刊第六卷』（阪本龍門文庫、昭和六十一年）
所収『桜雲記』解説。
- (3) そもそも平田氏の論は、その論題（注（1））の示す通り、『桜
雲記』と『南方紀伝』の問題を中心に論じたものではない。氏の
説の妥当性は、『南方紀伝』や『桜雲記』を本位に据えて、改め
て検証する必要がある。
- (4) 古典遺産の会編『室町軍記総覧』（明治書院、昭和六十年）「桜
雲記」項。
- (5) 以下、『桜雲記』は、「林氏蔵書」・「昌平坂学問所」その他の印
記をもつ林家本による。該本は現在、上巻一冊は国立国会図書館
に、中・下巻二冊は国立公文書館に所蔵されている。本文や書式
から、末尾に「榎林春常家蔵之本／辛酉之夏」との貼紙をもつ彰
考館本（国文学研究資料館蔵紙焼写真による）の親本と考えられ
る。書写年代は、『内閣文庫国書分類目録（改訂版）』に「〔寛
文〕とされる通りで、該本と同じ縹色の表紙の左肩に、該本と
同様に直書で外題を記すという体裁は、国立公文書館に所蔵され
る林家本のうち、『統本朝通鑑』の編纂資料集である『国史考』
や、『国史館日録』（史料纂集本）によって寛文七年に書写された
ことが知られる『愚管抄』（一三八・五六）『国史館日録』寛文七
年八月十八日条、『元秘別録』（一四六・一二一）『国史館日録』
同年十月十一日条以下）や、同年に改装されたことが知られる

『本朝無題詩』（二〇四・二九一）『国史館日録』同年閏二月六日
条）などと同じ。なお、以下に示す同本からの引用のうち、和歌
の直後の改行は、私に施したものである。

- (6) 以下、『王代一覽』の引用は、特に断らない限り、奈良県立図
書情報館蔵本（寛文三年村上版七冊本）により、振仮名および小
書きで記される送仮名は省略した。
- (7) 国立公文書館蔵（一三九・二四）。
- (8) 新訂増補国史大系本。
- (9) 『国書人名辞典第四卷』（岩波書店、平成十年）による。
引用の（一）内は、文意により私に補った。なお、この説は、
中山信名『関城書考』、『史籍雜纂第三』（国書刊行会、明治四十
四年）所収の説を踏まえたものと思われる。『関城書考』には
以下のようにある。
- 一近世南朝の事跡を記するもの、桜雲記を始とす、この書全
く杜撰にあらずといへとも、錯誤少からず、所引拠となし難
し、南朝紀伝は其次也、皆桜雲記より出たり、たゞ附会を益
のみ、本朝通鑑によるに、世相伝ふ、古南朝記と云者あり、
詳に吉野の事実を記す、桜雲記は其書によりて作る処也と、
蓋南朝紀伝を作るもの、この説によりて世を欺き、桜雲記の
本書たらしめんとするもの也、誤謬雲記に陪す、更採用にた
らす、
- (11) 以下、『南方紀伝』の引用は、巻二までは肥前嶋原松平文庫蔵
『南方記』に、巻三以下は肥前嶋原松平文庫蔵『南方紀伝』によ
るが、返点および小書きで記される送仮名は省略した。この二本
が併せて通常の『南方紀伝』の内容を具えること、その本文内容
が、他本とくらべて原初形態に近いと考えられることは、拙稿
「島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐって―『南方紀伝』仮名本
先行説の再検討―」（『詞林』四二、平成十九年十月）で述べた。

(12) 以下、『統本朝通鑑』の引用は、国書刊行会本による。ただし、表記の都合上、各月ごとに施される改行は、これを省略した。

(13) 例えば、改定史籍集覧本は延元三年を戊寅としたのち、延元四年と興国元年の干支を記さないが、これは彰考館本(国文学研究資料館蔵紙焼写真による)と同じ。仮名本には、延元四年を戊寅(前年と重出)、興国元年を己卯とするものが多く見られるが、これらの中には、宮内庁書陵部蔵本(葉、一三二五、卷二末尾直前までの残欠)、田村宗永(一六五六―一七〇八)らの写とされる阪本龍門文庫蔵の二本などがある。

(14) この問題については、周知のとおり、『参考太平記』に詳論が見られるが、それ以前に、『統本朝通鑑』も、以下に示すように、後醍醐天皇の崩年について詳しく注記している。

(15) 以下、『元弘日記裏書』は『新校群書類従』による。

(16) 大阪府立中之島図書館石崎文庫蔵明暦四年版本によった。なお、『南方紀伝』に『京都將軍家譜』に拠る記事が多いことは、注(11)所掲の拙稿で、述べた。

(17) 安井久善『南方紀伝』再考(『商学集志 人文科学編』一九一、昭和六十二年八月)。

(18) なお、安井氏「彰考館本『南方紀』をめぐって」(『商学集志 人文科学編』一九一三、昭和六十三年三月)では、彰考館本『南方紀』と『桜雲記』・『南方紀伝』との関係から、「両書のうち一方が他方を編纂資料として用いたといった関係は否定されて然るべきであろう」とされているが、この論でも両書の成立時期については平田氏の説に全面的に拠られていること、また、彰考館本『南方紀』は肥前嶋原松平文庫蔵『南方記』第三の内容に増補を加えたものと考えられる(注(11)所掲拙稿)ことから、これについても再検討が必要である。

(19) 新編国歌大観本による。

(20) なお、『南方紀伝』の文中三年条には、「冬、宗良親王自信州大河原上南都」という記事があるが、宗良親王の吉野参向が延元以来のことであったことは記されていない。以下に述べる点と考えあわせると、『南方紀伝』が直接参照したのは、『新葉和歌集』に基づく二次的史料であり、その史料には、宗良親王の吉野参向が延元以来のことであったことは記されていなかったと考えられる。

(せた・みちお 本学大学院博士後期課程)